

早稲田大学大学院法学研究科

2018年5月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 「緊急行為としての緊急避難」

申請者氏名 永井 紹裕

主査	早稲田大学教授	博士（法学）（早稲田大学）	松原芳博
	早稲田大学教授	法学博士（早稲田大学）	高橋則夫
	早稲田大学教授	博士（法学）（立教大学）	松澤 伸

# 永井紹裕氏博士学位申請論文審査報告書

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程を満期退学した永井紹裕氏は、早稲田大学学位規則第7条第1項に基づき、2018年2月5日、その論文「緊急行為としての緊急避難」を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士(法学)(早稲田大学)の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2018年5月20日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

## I 本論文の目的および内容

### 1 本論文の目的

本論文は、近時再び脚光を浴びている緊急避難について、その不処罰根拠に立ち返りつつ、功利主義的な見地から、その限界の解明を試みるものである。具体的には、従来から緊急避難の成立の可否が争われてきたカルネアデスの板事例やトロリー事例などの生命侵害を伴う緊急避難の限界、特別義務者に関する緊急避難の制限の根拠と限界、過剰避難に関する刑の減免根拠と過剰避難の成立範囲等について、日独の議論を参照しつつ詳細な検討を加え、永井氏の見解を示した論文となっている。

### 2 本論文の内容

(1) 「はじめに」では、本論文の問題関心が述べられている。永井氏によれば、緊急避難は、無関係な第三者に自身の危難を転嫁する構造であるがゆえに、この第三者の保護をどのように行うかが問題となる。すなわち、法的性質論においては第三者に正当防衛による対抗を許すかが問題となり、生命侵害を伴う緊急避難においては第三者にそのような危難を転嫁してよいか問題となっている。

このような認識のもと、永井氏は、緊急避難の法的性質論や制約根拠論、特別義務者の問題や自招危難などの諸問題を扱ったのちに、緊急避難が過剰にわたった場合である過剰避難の問題を検討することが予告されている。

(2) 第1部第1章「緊急避難の法的性質」では、緊急避難行為の不処罰根拠が違法性阻却にあるのかそれ以外の責任阻却等にあるのかが検討されている。

永井氏によれば、降りかかった危難を他人に転嫁して逃れようとするものの不当性と、それに基づく第三者の要保護性、すなわち、自身に降りかかった危難は自身で甘受せよという、運命甘受原則から導かれる他人に対する危難の転嫁禁止原則が、まず前提として存在し、それを破って無関係な第三者を害して自身が助かったことに対する否定的評価、そこから導かれる第三者の行為者に対する優越した要保護性が違法性阻却説に反対する各学説に共通している。

これらの学説に対して、永井氏は、そもそも危難に遭遇したことが、行為者の要保護性の低さの理由にならず、行為者も第三者も要保護性は対等であるとする。それゆえ、永井

氏によれば、第三者への転嫁という点を第三者の要保護性の高さを基礎づけるものとして考慮することは妥当ではない。緊急避難も公共的観点からの利益調整だと考えれば、破壊消防や土地収用と同じように、一定程度権利が制限されることも正当化される。そうだとすれば、国家が危難に遭遇している者のために、第三者救助の観点から介入することは、利益調整の観点から許されるが、危難に遭遇している者自身が転嫁を行うのは許されないと考えることはできないとされる。

永井氏は、以上の理解を前提に利益調整の観点から国家が緊急避難行為に正当性を付与すると考えるならば、緊急避難の不処罰根拠については通説である違法性阻却説が妥当であるとする。問題は、どこまでの侵害が許容されてよいかであるが、この点に関しては転嫁という緊急避難に特徴的な観点の重要性が指摘されている。すなわち、第三者は危難を転嫁されることによって、危難に遭遇した者の犠牲にされることになる。もちろん、第三者も緊急避難の限度で対抗や転嫁が許されるかもしれないが、危難に遭遇した者の擁護利益が優越している場合や、逃げられる場合には対抗や転嫁は許されないことになる。国家が、第三者にこのようなことを要求する以上、生命を犠牲にさせたり、重大な身体傷害を生じさせたりすることは許されるべきではない。したがって、この限度において、危難に遭遇した者に自身に降りかかった運命を甘受せよという観点は正しい側面を有しているとするのである。

(3) 第1部第2章「緊急避難を制約する根拠について①」では、違法性阻却説の問題性が指摘されている強要緊急避難や生命侵害を伴う緊急避難の問題などが検討されている。

Iでは、本章の目的が述べられており、緊急避難による正当化が否定されることが多い事例を検討したうえで、正当化がどのような理由で否定されるのか、すなわち制約の根拠はどのようなものかについて一定の結論を示し、どのような要件が否定されるのか、過剰避難は適用されるのかといった問題を提起している。

IIでは、強要緊急避難の問題が検討されている。永井氏は、危難の原因が背後者の強制である場合、自然現象等である場合を区別する根拠がなく、通常緊急避難の事例と同じく、補充性等の各要件を満たせば緊急避難による正当化を肯定すべきとする。危難を転嫁される第三者の対抗に関しては、背後者が生じさせた結果を第三者に帰属させないという理解から、緊急避難の限度で対抗を許せば十分であると解している。

IIIでは、生命侵害や臓器移植事例など、緊急避難による正当化が疑問視される事例が扱われている。これらの場合に正当化を制約する根拠としては、人格の手段化禁止や第三者の自律性の侵害などが指摘されており、学説は、これらの観点を衡量の一要素とするものと絶対的な防衛線とするものとに大別できると永井氏は分析する。

永井氏によれば、まず、現在の危難を生じさせている危険源に対抗する避難行為（防御的緊急避難）については、通常攻撃的緊急避難の場合と異なり、転嫁の側面がないため重大な侵害を生じさせてはならないとの制約は及ばない。また、正当化が否定されるべき事例の典型例として挙げられる臓器移植事例については、臓器移植法等が厳格な手続きを定めていることから、この手続きに当てはまらない場合には、禁止される趣旨であると解されるため、正当化が否定される。また、侵害の重大性に関しては、永井氏は、現代の功

利主義哲学者ヘアの二層理論の議論を参照して制約を根拠づける。すなわち、緊急避難は、行為功利主義的な考え方の利益衡量を前提とするが、生命侵害や重大な利益侵害を正当化することは大きな犠牲を第三者に強いるものであり、また、危険源にもなっていない第三者を巻き込んで生命まで奪ってよいとするのは、直観的レベルの規則に反する。ここに、いわゆる義務論的観点が登場してくる。この規則を皆が守ることで社会全体に利益が生じる。そして、生命侵害を伴う避難行為は、この利益を侵害する点で害の均衡を失することになる。したがって、当該行為については原則として緊急避難の成立は否定され、過剰避難の成立にとどまる。もっとも、この義務論的観点の貫徹が躊躇されるところまで達すると、今度は批判レベルでの判断がなされる。ここでは再び行為功利主義的視点が登場する。それゆえ、侵害利益を著しく凌駕する生命の保全に関しては正当化される余地があるとされる。

IVでは、緊急避難を制約する根拠の射程について、立法による先行決定等の見地から検討されている。永井氏は、臓器移植事例のように、当該緊急状況が反復継続するものであり、当該避難行為の判断が大きな波及効果を生じさせるものである場合には、専門的な知識と情報を有する機関がルールを制定した方がより適切な解決を導けると考えられるのに加え、どのような解決が妥当かについて議論を重ねることである程度のコンセンサスが形成でき、波及効果を一定の範囲に抑えることができるとの理解から、想定される緊急状況について立法や行政によって事前の衡量がなされており、どのような場合に行為が正当化されるかを規定している場合には、その要件に該当しない行為は正当化が否定されるとする。

Vでは、IIIにおいて制約の契機を持たないとされた防御的緊急避難について、危険源であるためにはいかなる状況が必要かについて検討している。その素材として、近年議論が展開されているテロ目的でハイジャックされた航空機の撃墜が扱われている。

当該撃墜行為の正当化は、従来、危険共同体論の観点、乗客乗員の保護不可能性の観点、防衛行為の第三者効の観点等から根拠づけられてきたが、永井氏は、いずれの見解も説得力を欠くとし、当該航空機を危険源と捉える防御的緊急避難での正当化を検討する。危険源の要件としては、乗員乗客は当該状況でそこに存在する（Sosein）ことで危険が由来する領域に関与することになるとする状態責任論も唱えられているが、永井氏は、それでは不十分であるとし、危険源たる客体が危険を及ぼすのをやめさせる場合に一体として観念せざるをえない範囲については、同じく危険源として扱うとする考え方を提示している。

（4）第1部第3章「緊急避難を制約する根拠について②」では、わが国でほとんど議論の見られない特別義務者の問題が検討されている。

Iでは、特別義務者の緊急避難行為の正当化が制限される理由および特別義務者の範囲を本章の検討対象とすることが述べられている。

IIでは、特別義務者の規定の制定の経緯について立法過程を辿っている。

永井氏は、現行刑法制定時や改正刑法草案作成時の立法や学説の議論では、①業務上の特別の義務とはいかなる内容の義務か、②その義務の射程はいかなるものか、といった特別義務の内容や範囲が問題とされていたが、緊急避難や過剰避難の成立が制限される根拠については議論が十分なされていなかったと分析する。

Ⅲでは、ドイツにおける議論を検討している。ドイツでは免責的緊急避難(ドイツ刑法 35 条)に関して特別義務者の問題が議論されてきた。免責的緊急避難の規定は、保全法益や法益主体の範囲が限定されているほか、自招危難や特別義務者の場合の例外規定が置かれており、なぜ自招危難の場合にのみ任意的減軽が認められるのかという問題があることから、わが国の議論において参照することには慎重さを要すると永井氏は指摘する。一方、正当化的緊急避難(ドイツ刑法 34 条)においては、特別義務者に対しては正当化が制限されることは前提になっており、それがいかなる要件において考慮されるべきかに議論が集中していると分析されている。

Ⅳでは、特別義務者に対して緊急避難の成立が制限される根拠に関して自説が展開されている。永井氏は、特別義務者の緊急避難の成立が制限されるのは、特別義務者の義務の履行が国家あるいは社会を成り立たせるために必要不可欠であるか少なくとも有益だからであるとする。例えば、治安維持や国防の任務は、当該職務において想定される危険に対処することで国家が成り立っているのものであって、国家にとって必要不可欠な職務であるといえる。社会構成員は、国家や社会にこのような職務制度があることによって、安全に暮らせるなどの利益を享受している。これに対して、職務を遂行せずに、無関係な第三者に危難を転嫁することは、このような制度がもたらす利益をも侵害することになると考えられる。

過剰避難については、違法減少に伴う責任減少の側面は緊急避難の議論が妥当するが、特別義務者は当該危険に対処する心構えを備えていることが前提とされるため、心理的圧迫や狼狽による責任減少は否定される。そして、特別義務の内容や範囲については、特別義務を課すことが正当化されるのはいかなるものかという観点から考察を加え、想定される危険に対処できるだけの訓練や選抜を制度として構築していることが要件となり、その範囲で義務が生じると結論づけている。

(5) 第 1 部第 4 章「緊急避難の制約根拠の妥当範囲」は、主として自招危難の問題を検討したものである。永井氏は、この点に関して検討した文献が少ないことから、自招防衛をめぐる議論を参照しつつ、それがどこまで自招危難にも妥当するかを具体的に検討するという手法を採用し、自招防衛と自招危難は共通の制約根拠に服するとの結論に達している。すなわち、危難を回避することで、危難を自招した者と危難を転嫁される者双方の利益が維持されるのであれば、その状況が社会的に見て望ましい状態であるゆえに、刑法は、危難の招来を回避するように義務づける。もっとも、義務は可能を前提とするので、危難招致の予見可能性を含め、攻撃を招致しないように自身の行動を制御できたかを問うことで、防衛状況・避難状況の作出が避けられない場合には制限を否定すべきであるとする。

(6) 第 2 部第 1 章「過剰避難の減免根拠と要件について」では、先行研究の乏しい過剰避難について、わが国の判例およびドイツの免責的緊急避難および過剰防衛に関する議論を参照しつつ検討がなされている。

I では、過剰避難を論じることの意味、過剰防衛との異同が述べられている。

II では、わが国における判例・裁判例が検討されている。永井氏は、その検討の結果として、わが国の判例は、過剰避難の成立を肯定するためには、一部を除いて、当該避難行

為が当初は危難を避けるための適当な手段であったことを要求していると分析している。

Ⅲでは、減免根拠として主張されている違法減少説や責任減少説を検討し、永井氏は、過剰避難において、当該法益侵害をしなければ危難を回避しえなかった状況であれば、社会全体からすればいずれかのマイナスを甘受しなければならないことから、保全した利益の分だけプラスに算入されることになるとして違法減少が前提になるとする一方、刑の減免に関しては、責任の減少の程度を考慮することは矛盾しておらず、また、違法減少の側面のみしか考慮してはならないとするならば、刑の減輕はともかくとしても刑の免除が認められる事例は、違法の程度が極めて小さい限られた場合のみになってしまうことを指摘し、違法責任減少説が妥当であると結論づけている。

さらに、永井氏は、この刑の減免の具体的基準として一般予防および特別予防の観点から参照する。すなわち、過剰避難の刑の減免においては、違法の減少を認識することによる責任減少に加えて、緊急状況下における行為は行為者の法敵対性を示すものではないことから予防の必要性が低下することが考慮されるべきであるとするのである。

Ⅳでは、刑の減免根拠の観点から過剰避難の成立範囲が導かれている。永井氏は、刑の減免の前提となる違法減少の根拠が正当な利益の保全にあることから、社会全体の観点から何らかの利益が失われざるをえない状況にあること、すなわち危難の転嫁が不可避であることが過剰避難の成立にとって不可欠であると結論づけている。

## Ⅱ 本論文の評価

本論文は、緊急避難(刑法 37 条 1 項本文)の本質論(不処罰根拠論)の見地から、強要緊急避難、生命の侵害を伴う危難の転嫁、強制採血といった緊急避難の限界といわれる事例群に関する具体的な解決を提示するとともに、特別義務者に関する緊急避難規定の適用の制限(刑法 37 条 2 項)、自招危難、過剰避難(刑法 37 条 1 項ただし書)といった緊急避難の周縁部に位置する諸問題に周到な検討を加えた緊急避難の総合的研究である。その研究方法は、法的性質からの演繹という法解釈学のオーソドックスな手法に則ったものであるが、比較法研究および法制史研究を取り入れるとともに、哲学および倫理学の知見をも参照した視野の広いものとなっている。外国文献を含めた文献の理解・引用は、的確であり学問的水準を保持している。

以下では、本論文に特徴的な点を指摘することにした。

本論文の特徴は、第 1 に、功利主義的な優越的利益説の見地を一貫させつつ、優越的利益説の難点とみられてきた生命侵害を伴う危難の転嫁を許容するといった緊急避難の限界問題の解決に果敢に挑んだ点に見出される。永井氏は、優越的利益説と生命侵害を伴う危難転嫁の制限とを両立させるために、社会的利益を害の衡量の俎上に乗せる。すなわち、同氏は、ヘアの二層理論を参照しつつ、生命侵害や重大な身体侵害を伴う危難転嫁を許容すると恐怖の社会になり、社会で生活する者の生きていく基盤を損なうことから、そのような危難転嫁は優越的利益の保全の要請を充たさないとするのである。このような同氏の構想は、①従来は優越的利益原則に対する外在的制約と考えられてきた生命侵害等の問題を優越的利益原則の内部で解決することで優越的利益説からの一貫した説明を可能とする

点、②生命等の重大な利益を害することや危難の転嫁であることなどを害の考慮の1つの要素と解することで、生命侵害は常に違法となるといった過度の絶対化を回避し柔軟な解決(例えば、1000人の生命を救うために1人の生命を犠牲にする場合は正当化される余地があるとすることなど)を可能とする点、③生命を含めた重大な利益の侵害といった緊急避難の限界問題を害の衡量の要件に位置づけることで生命侵害を伴う危難転嫁の事例でも過剰避難による刑の減免の余地を残すことが可能となる点において注目に値するものいえる。また、この構想は、④緊急避難を他の違法性阻却事由とともに優越的利益原則の下に包摂することで、他の違法性阻却事由との比較検討を容易にするという意義をも有しているといえる。

本論文の特徴は、第2に、わが国でこれまでほとんど議論されてこなかった刑法37条2項の特別義務者に関する緊急避難の制限について、旧刑法、現行刑法定制過程、改正刑法草案作成過程における議論を丹念にフォローするとともに、ドイツの免責的緊急避難(ドイツ刑法35条)・正当化的緊急避難をめぐる議論を詳細に分析することを通じて、その理論的根拠および適用範囲を検討しているところに見出すことができる。永井氏によれば、特別義務者に関する緊急避難の適用除外の根拠は、特別義務者の義務の不履行により、その義務履行によって享受される公衆の利益(制度的利益)が損なわれることに求められる。この制限根拠は、緊急避難の正当化根拠に関する同氏の優越的利益説(功利主義的枠組み)と整合的であり、理論的にも説得力に富むものである。一方、同氏は、この緊急避難の制限を特別義務者に課するためには、想定された危険に対処できるだけの選抜・訓練が制度として構築されていることを要求し、登山案内人や裁判官を特別義務者から除外する。このような選抜・訓練制度が存しない場合には、特別義務者の任務遂行によって公衆の利益が実現される保証はないし、また、特別義務者に過剰な負担を強いる結果になることから、具体的な限界については議論の余地が残るものの、選抜・訓練制度を要求する方向には広く賛同を得ることができるものと思われる。

本論文の特徴は、第3に、自招防衛をめぐる議論を参照することを通じて、従来の議論の蓄積の少ない過剰避難について立ち入った検討を加えているところに見出すことができる。同氏は、自招防衛論における侵害回避義務論を参照しつつ、両法益がともに保全されることが最も望ましいとする見地から、保全法益の主体が危難を招致した場合には緊急避難の成立が否定される(これに対して、保全法益と無関係な事情で緊急避難を制限すべきではないことから、第三者のための緊急避難における避難行為者による危難の自招は緊急避難の成立を制限しない)とする。ここでは、自招防衛と自招危難とを法益衝突状態の無用な招来として同一の問題とみる点が注目される。

本論文の特徴は、第4に、わが国での学説上の議論の乏しい過剰避難(緊急避難の過剰)について、わが国の裁判例ならびにドイツの過剰防衛(ドイツ刑法33条)および免責的緊急避難をめぐる議論を参照しつつ、その刑の減免根拠および具体的な刑の減免の基準について検討しているところにある。永井氏によれば、過剰避難における刑の減免根拠は、違法減少を前提とした責任減少(違法減少の内容の点で過剰防衛とは異なるところがある)であるが、実際の刑の減免の判断については刑罰目的(一般予防および特別予防)の観点に大きく依存するとされる。このような理解は、ドイツにおいて有力な答責性論を取り込みなが

ら、「情状により」刑を減免するという日本の緊急避難規定にも配慮して量刑の指針を示したものとして有益であるといえる。

以上のように、本論文は、緊急避難論全般にわたる周到な研究であって、従来の学説に新たな知見を付け加えた注目すべき研究であるが、いくつかの課題もないわけではない。

第 1 に、緊急避難の本質に関する違法性阻却説を導くに際して、危難の転嫁者と被転嫁者の対等性を強調しているが、そのことと危難の転嫁を特別の害悪とみることの整合性については、さらなる説明がほしいように思われる。

第 2 に、重大な利益の侵害を伴う危難の転嫁を違法とする際に援用される社会的利益については、さらなる具体化を要するように思われる。この利益が抽象的である限り、処罰の妥当性という直感的判断を規制することはできないであろう。

第 3 に、第 2 の点とも関連して、社会的利益等を天秤に乗せた利益衡量の柔軟性は、本構想の長所であると同時に、恣意的な解釈に途を開く点で短所ともなりうることを指摘しなければならない。この恣意性を縮減するためにも、社会的利益の具体化と考慮事項の絞り込みが求められよう。

第 4 に、自招避難を自招防衛と同じ基準で判断することについては、後者が正対不正の関係であるのに対して前者が正対正の関係であることを看過していないかという疑問を提起する余地があるように思われる。

しかし、これらの課題は、本研究のさらなる発展可能性を示すものであって、本論文全体の価値をいささかも損なうものではない。

### III 結論

以上の審査の結果、後記の審査委員は、全員一致をもって、本論文の執筆者である永井紹裕氏が、博士（法学）（早稲田大学）の学位を取得するに値することを認める。

2018年5月20日

主査 早稲田大学教授 博士（法学）（早稲田大学）松原芳博（刑法）

---

早稲田大学教授 法学博士（早稲田大学） 高橋則夫（刑法）

---

早稲田大学教授 博士（法学）（立教大学） 松澤 伸（刑法）

---

## 【付記】

本審査委員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めた  
が、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するもの  
ではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後の  
全文で差支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

修正箇所 (頁・行 等)	修正内容	
	修正前	修正後
5頁・3行	<u>ある利益を</u>	<u>[冒頭一字空ける]</u> ある利益を
7頁・25行	<u>他方、</u>	<u>[冒頭一字空ける]</u> 他方、
11頁・17行	これまで見てきた見解に共通する要素 である	これまで見てきた見解に共通する要素 である。
14頁・15行	<u>自身に降りかかった危難は</u>	<u>[冒頭一字空ける]</u> 自身に降りかかっ た危難は
14頁・21行	<u>しかし、</u>	<u>[冒頭一字空ける]</u> しかし、
14頁・脚注 73	山口・ <u>前掲注2)</u> 135頁	山口・ <u>前掲注1)</u> 135頁
15頁・22行	<u>さらに、</u>	<u>[冒頭一字空ける]</u> さらに、
15頁・脚注 74	<u>Solidarität im Strafrecht,2013</u>	<u>Solidarität im Strafrecht,2013.</u>
15頁・脚注 78	<u>Renzikowski,a.a.O.(Fn.76)</u>	<u>Renzikowski,a.a.O.(Fn.76).</u>
16頁・12行	<u>生じうる。</u>	<u>生じうる。</u>
16頁・脚注 86	西田・ <u>前掲注2)</u> 140頁。	西田・ <u>前掲注1)</u> 140頁。
19頁・9行	強要による行為の一部に	松宮は、 <u>このように</u> 強要による行為の 一部に
20頁・28行	<u>前者の場合、</u>	<u>[冒頭一字空ける]</u> 前者の場合、
23頁・3行、 24頁脚注 24	<u>東京地判平成8・6・26判時1578・39 判タ921・93</u>	<u>東京地判平成8年6月26日判時1578 号39頁</u>
24頁・25行	<u>もつとも、</u>	<u>[冒頭一字空ける]</u> もつとも、
26頁・3行	<u>衡量を否定するなどして特別な考慮を 与えるなどして</u>	衡量を否定するなどの特別な考慮を行 って
28頁・脚注 121	Roxin,a.a.O. <u>(Fn,112),</u>	Roxin,a.a.O. <u>(Fn.112),</u>

30 頁・8 行	<u>だが、</u>	<u>[冒頭一字空ける]</u> だが、
30 頁・17 行	<u>そこで、</u>	<u>[冒頭一字空ける]</u> そこで、
39 頁・脚注 52	<u>Lenckner,a.a.O.,(Fn.92),</u>	<u>Lenckner,a.a.O.,(Fn.52),</u>
47 頁・脚注 196	<u>Pawlik,a.a.O.(Fn.131),S.157ff.</u>	<u>Pawlik,a.a.O.(Fn.131),S.157ff.</u>
50 頁・23 行、28 行、 29 行、32 行、33 行、 51 頁、2 行、 3 行、6 行	<u>危険限</u>	<u>危険源</u>
57 頁・脚注 248	<u>Archangelskija.aO.(Fn.217)</u>	<u>Archangelskij,a.a.O.(Fn.217)</u>
61 頁・9 行	これに対して、	これに対して、論者は
63 頁・18 行	自己若クハ新屬	自己若クハ親屬
63 頁・脚注 264	内田文昭他編『刑法[明治 40 年] (2) 日本立法資料全集 21』(信山社、1993 年)	内田文昭他編『刑法[明治 40 年] (2) 日本立法資料全集 21』(信山社、1993 年) <u>5 頁。</u>
76 頁・10 行	<u>もつとも、</u>	<u>[冒頭一字空ける]</u> もつとも、
79 頁・25 行	第三者の生命を	第三者の生命 <u>(身体の枢要部)</u> を
81 頁・9 行	<u>さらに、</u>	<u>[冒頭一字空ける]</u> さらに、
82 頁・29 行	<u>しかしながら、</u>	<u>[冒頭一字空ける]</u> しかしながら、
95 頁・脚注 432	<u>拙稿・106)</u> 123 頁以下参照。	<u>拙稿・前掲注 106)</u> 123 頁以下参照。
96 頁・35 行	<u>危難行為</u>	<u>避難行為</u>
98 頁・18 行	東京高判昭和 57 年 11 月 29 日刑月 <u>14・11=12・802</u>	東京高判昭和 57 年 11 月 29 日刑月 14 卷 11=12 号 802 頁
99 頁・1 行	堺簡判昭和 61 年 8 月 27 日判夕 618・ <u>181</u>	堺簡判昭和 61 年 8 月 27 日判夕 618 号 <u>181 頁</u>
100 頁・25 行	仙台高判昭和 26 年 6 月 20 日判特 22・ <u>61</u>	仙台高判昭和 26 年 6 月 20 日判特 22 号 61 頁
100 頁・29 行	⑩東京高判昭和 46 年 5 月 24 日東高刑 事報 22 卷 5 号 <u>182</u>	⑩東京高判昭和 46 年 5 月 24 日東高刑 事報 22 卷 5 号 <u>182 頁</u>
101 頁・4 行	⑪大阪地判昭和 52 年 11 月 30 判時 879 号 <u>158</u>	⑪大阪地判昭和 52 年 11 月 30 日判時 <u>879 号 158 頁</u>
118 頁・脚注 508	<u>最大判昭和 24・5・18・刑集 3・6・772</u> <u>(当該部分は裁集刑 10・223 に記載)</u>	<u>最大判昭和 24 年 5 月 18 日刑集 3 卷 6</u> <u>号 772 頁(当該部分は裁集刑 10 号 223</u> <u>頁に記載)</u>

118 頁・脚注 509	<u>最大判昭和 24・8・18 刑集 3・1465</u>	<u>最大判昭和 24 年 8 月 18 日刑集 3 卷 9 号 1465 頁</u>
120 頁・5 行	自ずと回避手段が限定される <u>多</u> いため	自ずと回避手段が限定される <u>ことが多</u> いため
122 頁・脚 注 526	<u>最判昭和 24・8・18 刑集 3・1465</u>	<u>最判昭和 24 年 5 月 18 日刑集 3 卷 9 号 1465 頁</u>